ヘ　国家公務員災害補償法附則第十四項　同項に規定する遺族補償年金
ト　地方公務員災害補償法附則第五条の三第三項　同項に規定する障害補償年金
チ　地方公務員災害補償法附則第六条第三項　同項に規定する遺族補償年金
リ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第一条の三第五項　同項に規定する障害補償年金
ヌ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する同令附則第一条の三第五項　同項に規定する遺族補償年金

三　法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められているときは、当該公的年金給付の額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

四　二人以上の者が共同して法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付又は同項第二号に規定する遺族補償等を受けることができるときは、これらの給付の額を受給権者の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

五　法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付又は同項第二号に規定する遺族補償等の全額につき支給が停止されている場合におけるこれらの給付の額は、それぞれ零とする。

六　法第十三条の二第二項第二号に規定する遺族補償等については、当該遺族補償等の額を七十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

七　前各号の規定によって計算した額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

第七条の見出しを「（法第十三条の三第一項の規定により支給しない手当の額）」に改め、同条中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に、「第十三条の二の」を「第十三条の三の」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の二第一項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体若しくは」を「母子・父子福祉団体若しくは」に、「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第百七十四条の三十一の見出し中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、同条第一項中「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、「母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「以下この条及び第百七十四条の四十九の九」を「第三項及び第百七十四条の四十九の九第一項」に、「に係る同法第二十二条の規定による質問等及び同法第二十三条の規定による制限又は停止の命令並びに指定都市が行う同法第三十三条第三項」を「、同法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業（第三項及び第百七十四条の四十九の九第一項において「父子家庭日常生活支援事業」という。）又は同法第三十三条第四項」に、「第三十三条第四項において準用する同法第二十二条の規定による質問等及び同法第二十三条」を「第二十二条（同法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による質問等及び同法第二十三条（同法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「母子及び寡婦福祉法第二十条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十条」に改め、「母子家庭等日常生活支援事業を」を削り、「第三十三条第四項」を「第三十一条の七第四項中「第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者」とあるのは「第二十一条及び第二十四条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第二十二条及び第二十三条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、第二十二条及び第二十三条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十三条第四項中「について、それぞれ」を、「寡婦日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」の下に「について、それぞれ」を加え、「母子及び寡婦福祉法施行令」に改め、「同令」の下に「第三十一条の七及び」を加え、「にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会」を削り、「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加え、「にあつては、地方社会福祉審議会（社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。）」を削り、同条第三項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「並びに」を「、同法第三十一条の七第四項において準用する同法第二十二条第一項の規定による父子家庭日常生活支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第三十一条の七第四項において準用する同法第二十三条の規定による父子家庭日常生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定並びに」に、「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

第百七十四条の四十九の九の見出し中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、同条第一項中「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、「母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業」に改め、「に係る同法第二十二条」及び「及び同法第二十三条」の下に「（同法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに中核市が行う寡婦日常生活支援事業に係る同法第三十三条第四項において準用する同法第二十二条の規定による質問等及び同法第三十三条第四項において準用する同法第二十三条の規定による制限又は停止の命令」を削り、同条第二項中「母子及び寡婦福祉法第二十条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十条」に改め、「母子家庭等日常生活支援事業を」を削り、「第三十三条第四項」を「第三十一条の七第四項中「第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者」とあるのは「第二十一条及び第二十四条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、第二十二条及び第二十三条の規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十三条第五項」に改め、「、寡婦日常生活支援事業を行う者」の下に「について」を、「寡婦日常生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」の下に「について、それぞれ」を加え、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「同令」の下に「第三十一条の七及び」を加え、「同項ただし書」を「社会福祉法第七条第一項」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第五条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体若しくは」を「母子・父子福祉団体若しくは」に、「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

一　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の三第二号

二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第四条の四の二第一項第五号

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第七条　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項第一号中「第四条第二項第二号、第五号若しくは第十号若しくは第二項第二号」を「第十三条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号、第八号、第九号又は第十三号」を「第十三条の二第一項第四号又は第二項第二号」に改める。